

都道府県
各 } 大気環境担当部（局）長 殿
大気汚染防止法政令市 }

環境省水・大気環境局大気環境課長

光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標に係る測定値の取り扱いについて

光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標（中間とりまとめ）について通知したが（平成26年9月26日付け環水大大発第1409262号）、この指標に係る測定値の取り扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

都道府県及び政令市においては、今後、光化学オキシダントの長期的な変化を評価し、情報提供する際に本指標を活用されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 測定局別日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値を算出手順（別紙参照）
 - (1) 各年度の測定局別 1 時間値を基礎データとする。
 - (2) 各年度の測定局別 8 時間値（8 時間の移動平均値）を算出する。
8 時間値は当該時刻の測定値を含む前 8 時間を対象とする。
 - (3) 測定局別 8 時間値から測定局別日最高値 8 時間値を算出する。
 - (4) 測定局別日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値を算出する。
 - (5) 測定局別日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値を算出する。
- 2 測定値の取り扱い
 - (1) 8 時間値の算出においては、当該時刻を含む前 8 時間のうち 6 時間以上測定された場合を有効とする。
 - (2) 日最高 8 時間値の算出においては、8 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合、当該日は算出対象としない。
 - (3) 年間 99 パーセンタイル値の算出においては、日最高 8 時間値の有効測定日数が 250 日に満たない場合、当該年度は算出対象としない。
 - (4) 3 年移動平均値の算出においては、当該年度を含む前 3 年分の日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値が有効である場合のみ算出する。
 - (5) 4 月 1 日の 8 時間値には、前年度の測定値（3 月 31 日分）を含む。

（担 当）環境省水・大気環境局大気環境課
越境大気汚染係 小林、水島
〒100-8975 東京都千代田霞が関 1-2-1
TEL : 03-5521-9021 FAX : 03-3580-7173

光化学オキシダント濃度の長期トレンドを示す新指標(8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値)の測定値の取り扱いについて

	新	旧(新指標検討時)
(1)8時間値の算出	当該時刻を含む前8時間のうち6時間以上測定された場合を有効とする。	当該時刻を含む前8時間のうち6時間以上測定された場合を有効とする。
(2)日最高8時間値の算出	<u>8時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合、当該日は算出対象としない。</u>	8時間値の欠測が1日(24時間)のうち全時間欠測の場合のみ、当該日は算出対象としない。
(3)年間値の算出	<u>年間99パーセンタイル値の算出においては、日最高8時間値の有効測定日数が250日に満たない場合、当該年度は算出対象としない。</u>	年間99パーセンタイル値の算出においては、日最高8時間値の有効測定日数が292日に満たない場合、当該年度は算出対象としない。
(4)3年移動平均値の算出	当該年度を含む前3年分の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値が有効である場合のみ算出する。	当該年度を含む前3年分の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値が有効である場合のみ算出する。
(5)4月1日データの取扱い	<u>4月1日の8時間値には、前年度の測定値(3月31日分)を含む。</u>	4月1日の8時間値には、前年度の測定値(3月31日分)を含めない。

下線:変更箇所